

令和6年度第3回多良木町議会(9月定例会議)							
招 集 年 月 日	令和6年9月10日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年9月10日		午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和6年9月10日		午後02時16分		
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治	
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人	
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清	
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治	
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文	
会議録署名議員	4番	魚 住 憲 一		10番	前 田 文		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課			福 祉 課			
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課			建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課	多 田 哲 弥		農林整備課			
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産業振興課長	魚 住 雅 彦		
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第10号	令和5年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
議案第18号	上球磨消防組合規約の一部変更について
議案第19号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第20号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第21号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第22号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第23号	多良木町都市農山村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第24号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第25号	多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第26号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第3号）
議案第27号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第28号	令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第29号	令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第30号	令和5年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第31号	令和5年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第32号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第33号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第34号	令和5年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第35号	令和5年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第36号	令和5年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第37号	令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 6 年度第 3 回多良木町議会（9 月定例会議）を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

9 番、落合健治議員。

○9 番（落合健治議員）

令和 6 年度第 3 回多良木町議会（9 月定例会議）議会運営委員長の報告を行います。

おはようございます。議会運営委員長の報告を行います。

令和 6 年 9 月 4 日及び本日 9 月 10 日、委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 6 年度第 3 回多良木町議会の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については、本日 9 月 10 日から 9 月 19 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 3、報告第 10 号について報告を受けたあと、日程第 4、議案第 18 号及び日程第 5、議案第 19 号の審議・採決をお願いいたします。

日程第 6、議案第 20 号から日程第 23、議案第 37 号については議案説明ののみを行い、審議・採決については、9 月 17 日をお願いいたします。

9 月 18 日及び 19 日は一般質問を行います。今回、5 名の方より通告があっております。配付データのと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回 3 件の提出があってございましたが、全て議長、議長預かりといたしました。

9 月 19 日、議会最終日の日程第 2、同意第 2 号の人事案件につきましては、起立による表決といたします。

本定例会議は、地球温暖化対策及び節電への取組の一環として、クールビズ実施期間中に限り、議員及び説明員は今の、今までのノーネクタイに加え、ノー上着で出席可能としております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（宇佐信行議員）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、4 番魚住憲一議員、10 番前田文議員の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告について」

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、令和 5 年度の 5 月分、令和 6 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査の結果報告書及び地方自治法第 199 条第 9 項の規定により令和 5 年度財政支援団体等の監査結果報告書が議会に提出されておりますので、報告をいたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、8 番、猪原清議員。

○8 番（猪原清議員）

おはようございます。

それでは、令和 6 年第 3 回球磨郡公立多良木病院企業団議会の定例会報告をいたします。

令和 6 年第 3 回定例会は 9 月 5 日木曜日に招集、会期を 1 日として開催されました。

一般質問が 2 件、議案が 4 件。

議案の第 8 号から第 10 号につきましては、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、3 条例の文書の整理を行うものでした。

議案第 11 号は、令和 6 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計の補正予算。

認定第 1 号から認定第 5 号まではそれぞれ決算の認定。

日程第 15 で経営支援等にた関する特別委員会の報告がありました。

一般質問では、2 名、多良木町選出の私から、球磨郡公立多良木病院企業団規約第 14 号、14 条第 2 項について、患者利用者に対する接遇について、敷地内薬局の設置の進捗状況について、次に、多良木町選出の久保田議員からコロナ対策、対応について、マイナ保険証について、物価高騰の影響について、それと企業長の所信表明についてを問われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

次に、人吉球磨広域行政組合、2 番、坂口幸法議員。

○2 番（坂口幸法議員）

おはようございます。

それではただいまより、令和 6 年度第 3 回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和 6 年度第 3 回人吉球磨広域行政議会定例会が令和 6 年 8 月 21 日に午前 10 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催開催され、会期を 8 月 21 日の 1 日、1 日間と決定いたしました。

主なものとして、令和 6、議案第 5 号、令和 6 年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算、第 2 に認定第 1 号、令和 5 年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定のついて、2 件を一括して、執行部から補足説明を受けたあと、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

認定第 1 号については、代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けたあと、委員を 8 名とする「令和 5 年度決算特別委員会」を設置し、付託することと決定いたしました。
新たに追加日程として、令和 5 年度決算特別委員会の設置についてを日程を追加し、8 名が選出されました。

直ちに第 1 回、令和 5 年度決算特別委員会が開催され、委員長に牛塚孝浩議員（人吉市）、副委員長に杉野貴文議員（水上村）が互選されました。

また、日程第 6 として、発議第 1 号、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会設置に関する決議では、提出者の山口和幸議員（あさぎり町）から提案理由の説明を聞き、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。組合員 23 名が議長から選出されました。

直ちに、第 1 回新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会が開催され、委員長に山口和幸議員（あさぎり町）、副委員長に西信八郎議員（人吉市）が互選され、互選されました。

以上、令和 6 年第 3 回人吉球磨広域行政組合議会定例会のを報告いたします。

詳細な点については、私か源嶋議員のほうをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

次に、上球磨消防組合、9 番、落合健治議員。

○9 番（落合健治議員）

令和 6 年第 2 回上球磨消防組合議会臨時会の報告を行います。

令和 6 年 8 月 20 日、午前 10 時より会議、臨時会を行いました。

大きく議案は二つです。

一つは、補正予算、ここは予算の組替によるものです。

もう一つは、議案第 6 号、人吉球磨消防指令事務協議会の設置について話し合いを行いました。

設置年月日は令和 6 年 10 月 1 日、人吉下球磨消防組合及び上球磨消防組合共同して、区域内における災害通報の受信、出場命令、通信統制、情報の収集伝達等の事務、これを行うことになり、全会一致で原案のとおり可決いたしました。このことについては、本議会でもいろいろ、皆さんに採決してもらおうこととなっております。

以上で報告を終わります。

なお、質問のある方は消防議員の私か豊永議員のほうにお尋ねください。

報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出がっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長、吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

おはようございます。

それでは私のほうから令和 6 年度第 3 回多良木町議会 9 月定例会議の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、報告といたしまして、令和 5 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告が 1 件、同文議決といたしまして、上球磨消防組合と熊本県後期高齢者医療広域連合の規約改正がそれぞれ 1 件、条例等の議案といたしまして、分収林変更契約の締結が 3 件、それから条例の一部改正が 3 件でございます。

令和 6 年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計が合わせまして 4 件、令和 5 年度の決算認定が、決算認定お願いいたしますものが、一般会計、特別会計合わせまして 8 件でございます。

人事案件といたしまして、任期満了に伴います教育委員会委員の任命が 1 件、これで以上全部で 22 件でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから、ご説明をさせていただきますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします、私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 3 「報告第 10 号」 令和 5 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 3、報告第 10 号「令和 5 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは報告第 10 号、10 号につきましてご説明申し上げます。

議案の 2 ページでございます。

令和 5 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を監査委員の審査に付したので、意見書、別紙意見書を付けて次のとおり報告するものでございます。

説明のほうにつきましては、議案説明資料のほうをお願いいたします。

ページは 1 ページでございます。

まず、健全化判断比率でございますが、比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類でございます。

早期健全化基準、財政再生基準につきましては、それぞれ政令で定められた数値以上になると、財政健全化計画や財政再生計画の義務づけ、また起債の制限措置などがとられることとなっております。多良木町におきます令和5年度の比率は、実質赤字、赤字比率は該当ございません。連結実質赤字比率も該当はございません。

実質公債費比率が9.0%、前年度が8.5%でございましたので、0.5%の増ということでございます。これにつきましては、一部事務組合公債費負担金の増と普通交付税及び臨時財政対策債の減によるものでございます。

次の将来負担比率につきましても、つきましては該当ございません。いずれも基準値以下の数値となっておりますのでございます。

次に資金不足比率でございますが、上水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金、資金不足はございません。資金不足比率は該当いたしません。

結果、この報告におきましては、財政的には健全な状態であると思われるものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

報告は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第10号「令和5年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について」の報告を終わります。

日程第4 「議案第18号」 上球磨消防組合同規約の一部変更について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第4、議案第18号「上球磨消防組合同規約の一部変更について」を議題といたします。

説明を求めます。椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

上球磨消防組合同規約の一部変更について。

地方自治法第286条第2項の規定により、上球磨消防組合同規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

議案の1番下のほうに記載しておりますが、提案理由でございます。

上球磨消防組合同規約の一部を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明いたします。よろしく願いいたします。

議案説明資料の2ページでございます。

主な内容につきましては、2点ございまして、1点目が上球磨消防組合の事務所の位置について、字以降の表記を変更するものでございます。

もう1点が人吉球磨消防指令事務協議会の運営経費等の支弁方法について、地方交付税基準財政需要額以外を基準とするには、組合議会の議決により別に定めることとする変更でございまして、規約改正に伴います構成町村による同文議決でございます。

新旧対照表の中身の説明でございしますが、まず、第4条事務所の位置の字以降の表記の変更ということで、多良木町大字多良木字横馬場3146番地の1を多良木町大字多良木3146番地1に変更するものでございます。

次に、第11条（経費支弁の方法）としまして、改正後の第11条第2項中のただし書として「ただし、組合長が特に必要と認める場合は、組合議会の議決を経て別に定める。」を加えて、加えるもの

でございます。

また、改正前の第 11 条第 2 項中のただし書「ただし、第 3 条第 2 号の事務に要する経費の関係町村の負担金は、関係町村に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村交付金の額とする。」を削りまして、改正後の第 11 条第 3 項として「第 3 条第 2 号の事務に要する経費の関係町村の負担金は、前項の規定にかかわらず関係町村に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村等交付金の額とする。」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和 6 年 12 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号「上球磨消防組合同規約の一部変更について」は、原案のとおり、可決されました。

日程第 5 「議案第 19 号」 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 5、議案第 19 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題いたします。

説明を求めます。竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

では議案は 5 ページになります。

議案第 19 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

ここから先の説明につきましては、議案説明資料にて説明いたしますので、議案説明資料の 3 ページをお開きください。では議案説明資料 3 ページでございます。

今回の規約の一部変更につきましては、その主な内容でございますが、規約改正に伴う、構成市町村の同文議決となっております。次に、提案理由を申し上げますと、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証の交付が廃止されることに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更が必要となったため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、構成市町村の構成市町村議会での議決が必要となったためでございます。

続きまして、新旧対照表ですが、改正前の別表第 2（第 4 条関係）中「被保険者証及び資格者証」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

最後に附則で、この規約は令和6年12月2日から施行するものと定めてあります。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第19号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。
これから上程します日程第6、「議案第20号」から日程第23、「議案第37号」までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、8日目の9月17日に審議採決をお願いしたいと思います。
ここからまた先の操作は、タブレット操作は、シェアモードでお願いいたします。シェアモードでお願いいたします。

日程第6 「議案第20号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第6、議案第20号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第20号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についてご説明をいたします。
昭和53年2月25日、25日付け、国立研究開発法人森林研究・整備機構（旧緑資源機構）と設定した多良木町有林林地分収造林契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので承認を求めるものでございます。
新旧の変更の内容といたしまして、左のほうから設定項目、変更前、変更後の順に読み上げさせていただきます。
造林地所有者、多良木町、変更前に同じ、造林者、多良木町森林組合、変更前に同じ、造林費負担者、国立研究開発法人森林研究・整備機構、変更前に同じ、契約地番、多良木町大字槻木字無田坪野492番3、変更前に同じ、契約面積、15.35ha、変更前に同じ、契約地目、保安林、変更前に同じ、収益分割合、多良木町5割、多良木町森林組合1割、森林研究・整備機構4割、変更前に同じ、契約年数、満50年、満80年、契約期間、自昭和53年2月25日、変更前に同じ、至令和10年2月25日、令和40年2月25日。
提案理由といたしまして、多良木町有林林地の分収林契約を変更するには、多良木町公有林林地に分収林を設置する条例第5条第1項第2号の規定により、議会の承認を得る必要があるためでございます。
以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第7 「議案第21号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 7、議案第 21 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第 21 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についてご説明いたします。

昭和 57 年 1 月 29 日付け国立研究開発法人森林研究・整備機構（旧緑資源機構）と設定した多良木町有林林地分収造林契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので承認を求めるものでございます。

表につきまして左のほうからご説明をさせていただきます。

造林地所有者、多良木町、変更前に同じ、造林者、多良木町森林組合、変更前に同じ、造林費負担者、国立研究開発法人森林研究・整備機構、変更前に同じ、契約地番、多良木町大字槻木無田坪野 492 番 1、変更前に同じ、契約面積 16.87ha、変更前に同じ、契約地目、保安林、変更前に同じ、収益分収割合、多良木町 5 割、多良木町森林組合 1 割、森林研究・整備機構 4 割、変更前に同じ、契約年数、満 45 年、満 80 年、契約期間、自昭和 57 年 1 月 29 日、変更前に同じ、至令和 9 年 1 月 29 日、令和 44 年 1 月 29 日。

提案理由といたしまして、多良木町有林林地の分収林契約を変更するには、多良木町公有林林地に分収林を設置する条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の承認を得る必要があるためでございます。

説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 8 「議案第 22 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 9、議案第 23 号、失礼しました。

次に、日程第 8、議案第 22 号、「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」の説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第 22 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についてご説明いたします。

昭和 34 年 10 月 21 日付け九州森林管理局と設定した多良木町有林林地分収造林契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、承認を求めるものでございます。

表の左のほうから読み上げをさせていただきたいと思います。

造林地所有者、多良木町、変更前に同じ、造林者、九州森林管理局、変更前に同じ、契約地番、多良木町大字槻木字高滝 539-18、変更前に同じ、契約面積 49.46ha、変更前に同じ、契約地目、山林、変更前に同じ、収益分収割合、多良木町 5 割、九州森林管理局 5 割、変更前に同じ、契約年数、満 65 年、満 75 年、契約期間、自昭和 34 年 10 月から、変更前に同じ、至令和 6 年 9 月まで、令和 16 年 9 月までとなっております。

提案理由といたしまして、多良木町有林林地の分収林契約を変更するには、多良木町、すいません、多良木町公有林林地に分収林を設置する条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の承認を得る必要があるためでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 9 「議案第 23 号」 多良木町都市農山村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 9、議案第 23 号「多良木町都市農山村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それでは、議案は 11 ページになります。

議案第 23 号、多良木町都市農山村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますので、そちらをお開きください。

議案説明資料の 4 ページになります。

主な内容でございますが、ブルートレインたらぎの利用料利用料金について、高騰した人件費・電気料金などの管理経費に転嫁するために、既存の条例の一部を改正するものでございます。

まず、改正に至った背景につきましてご説明いたします。

当施設は、町が直営で運営している数少ない宿泊施設で、車両自体も希少価値を有する町の観光資源であることから、開設以来、多くの鉄道ファンが宿泊されています。

宿泊者数は平成 30 年度に 4,012 人という過去最高値を記録しており、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期は一時落ち込みはしましたが、令和 4 年度には復調の兆しをみせ、令和 5 年度には平成 30 年度に次ぐ 3,560 人を記録しているところです。

現在のブルートレインたらぎの利用料金は、平成 26 年 4 月に改正して以来、10 年ほど料金を据え置いており、近隣町村の宿泊施設利用料金と比較すると、簡易宿泊施設という面もありますが、低料金でサービスを提供しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け導入したキャッシュレス決済や、近年の物価高騰が原因で施設の管理経費は年々上昇している状況を踏まえ、持続可能な施設管理の観点から利用料金の改定を今回行うものであります。

続きまして、2、一部改正の内容につきましてご説明いたします。

別表を次のように改めます。

表の左から改正後区分、改正後の額、改正前区分、改正前の額となり、金額につきましては、全て消費税抜きの額になっております。

改正内容をご説明いたします。

まず、改正後区分、1 宿泊料金ですが、改正前は大きく分けて、個人の宿泊料金と団体料金に分けていたものを、改正後は個室タイプ用車両、開放型 4 ベッドタイプ用車両、それと団体料金の三つに分けております。

改正後の利用料金につきましては、個室タイプ用車両 1 室 1 泊 3,500 円、3 歳未満は無料でございます。次に開放型の 4 ベッドタイプ用車両については、大人 1 席 1 泊 3,000 円、子ども、これは 3 歳以上中学生までですが、2,000 円に、団体料金、これは 10 人以上の団体で 1 人につきですが、個室タイプ用車両 1 室 1 泊 3,000 円、開放型 4 ベッドタイプ用車両ですが、高校生以上を 1 席 1 泊 2,500 円、3 歳以上中学生までを 1 席 1 泊 1,500 円としております。

次に、改正後区分 2、改正前に、改正前にはございませんでしたが、貸切料金を新たに追加しております。追加理由としまして、現状、学生の合宿については、ほぼ貸切り状態になる場合がありますことから、今回新たにあげさせていただいております。個室タイプ用車両 1 泊 40,000 円、開放型 4 ベッドタイプ用車両 1 泊 50,000 円、個室タイプ用車両及び開放型 4 ベッドタイプ用車両 1 泊 90,000 円となります。

次の休憩料金につきましては、区分 2 を区分 3 に改正しておりますが、料金を改正は行いません。1 人 100 円のままでございます。

次の改正前 3 貸自転車となっている区分欄を 4 貸自転車などと改正をさせていただき、利用料金として貸自転車の一般利用者、1 日につき 1 台 500 円、宿泊者においては 1 日につき 1 台 300 円以上、300 円とさせていただき、新しく貸特定小型原動機付自転車、これは電動キックボードですが、こちら 1 日につき 1 台 1,000 円で設定させていただく予定でございます。

最後に令和 7 年 1 月 1 日から施行すると附則を定めることで、料金改定の十分な周知期間を設けております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 10 「議案第 24 号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 10、議案第 24 号「多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それでは、議案の 15 ページをお願いいたします。

議案第 24 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

それでは議案説明資料のほうをお願いいたします。ページは 5 ページになります。

主な内容としまして今回の改正は令和 6 年度税制改正大綱に基づき地方税法等の改正が行われ、行われたことに伴い、多良木町税条例等の一部を改正するものでございます。

なお令和 6 年 4 月 1 日施行分については専決処分し、前回の議会において報告しており、令和 6 年 4 月 1 日施行以外分について今回提案するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表に沿って説明いたしますので、議案のほうにお戻りいただければと思います。16 ページになります。

それでは、新旧対照表のほうでよろしくをお願いいたします。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削っております。理由としましては、公益信託の見直しに伴う所得税法の見直しに伴う規定の整備が行われたことによるものでございます。

次に、第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 章第 5 項」に改めております。理由としましては、法律の改正に合わせて引用条項を改正したものによるものでございます。

次に附則第 4 条の 2 を全て削っております。理由といたしましては、単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえまして削除することといたしております。

最後に附則でございます。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行するとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第 11 「議案第 25 号」 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 11、議案第 25 号「多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案は 19 ページになります。

議案第 25 号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明いたします。

多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとのものでございます。

これから先の説明は議案説明資料のほうで説明いたしますので、議案説明資料の 6 ページをお開きください。

一部改正の主な内容でございますが、被保険者証の廃止に伴う改正となります。

1、改正の内容でございます。

多良木町国民健康保険条例第 14 条第 1 項中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。また、軽微な字句の整理も行っております。

次に、改正の背景です、ございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法が改正されたためでございます。

最後に附則では、施行期日を令和 6 年 12 月 2 日からと定めております。

なお、経過措置として、この条例の施行の日を前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行をした日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第12 「議案第26号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 12、議案第 26 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）」について、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 26 条、26 号、令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明、ご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町の一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151,491 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,986,480 千円とするものでございます。

○8 番（猪原清議員）

議長。

発表者にしてもらえんでしょうか。

シェアモードに。

○議長（宇佐信行議員）

シェアモードに。

○8 番（猪原清議員）

発表者に総務課長がなつとらんもんで。

○議長（宇佐信行議員）

総務課長よございますか。

シェアモードのほうに。

○総務課長（東 健一郎君）

すいません。

○議長（宇佐信行議員）

よかですか。

はい。どうぞ説明お願いします。

○総務課長（東 健一郎君）

最初からがいいですかね。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは最初からさせていただきます。

議案第 26 条、26 号、令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151,491 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,986,480 千円とするものでございます。

第 2 条としまして地方債の補正でございますが、既定の歳入、地方債の変更は、「第 2 表地方債補

正」によるものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうでさせていただきます。ページは7ページでございます。7ページから説明させていただきます。

今回の補正の主な内容でございますが、新規事業といたしまして、口の坪住宅建設関係費用の計上をいたしております。また、くま川鉄道経営安定化のため令和5年度鉄道事業経営損失分の補助を行います。また介護保険拠点整備補助等の介護整備事業費の計上をいたしておるところでございます。

次に第2表地方債の補正でございますが、変更といたしまして起債の目的は、4、緊急浚渫推進事業債、限度額は補正前2,000万円、補正後は3,300万円ということでございます。主な内容につきましては河川掘削事業ということでございます。

次に事項別明細書の主なものでございます。

歳入から説明いたします。

款の9、項の1、目の1、節の1地方特例交付金、1,581万円の減。これは定額減税分でございます。1,662万円、住宅借入金特別控除分が81万円の増ということで、いずれも決定通知によるものでございます。

次に款の14、項の1、目の1、節の3児童手当負担金782万1,000円。令和6年10月より児童手当の対象者が拡充されるとともに、国庫、国庫負担割合が増加することによるものでございます。

次に同じく項の2、目の1、節の1総務費補助金、デジタル基盤改革支援事業費補助金、183万9,000円の増でございます。電算システムの全国標準化に伴うシステム構築構築のための追加補助金、3,858万8,000円が4,042万7,000円になるものでございます。

次に、款の15、項の1、目の1、節の4児童手当、すいません、児童手当県負担金、137万7,000円の減でございます。令和6年10月より児童手当の対象者が拡充されるが、県負担割合が減少、減少することによるものでございます。

次に、同じく、項の2、目の2、節の2老人福祉費県補助金でございます。熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業費県補助金971万円の増、これは介護予防拠点整備1施設に係る定額補助（最大10割補助）でございます。

次にケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業費県補助金607万円の増、これは上球磨地域をモデル地域として多良木町・湯前町・水上村がそれぞれ取り組む事業についての定額補助でございます。最大の10割補助でございます。

同じく項の2、目の4、節の1農業費県補助金114万4,000円の増、畑地、畑地化促進事業費県補助金でございますが、これは田を畑地化することに伴い、土地改良区に地区除外決済金等を支払うための支援を行うものでございます。

次に款の18、項の1、目の1、節の2公共施設整備基金繰入金6,170万円の増、公共施設整備基金とくりくずしということで、町営住宅建設事業でございます。これは口ノ坪地区公営住宅建設事業に充当するものでございます。ちなみに充当後の令和6年度末公共施設整備基金残高見込額は6億3,896万4,000円ということになり円ということになります。

次に同じく項の2、目の1、節の1介護保険特別会計繰入金288万4,000円の増でございます。これは令和5年度決算に伴う繰入れということでございます。

次に、款の19、項の1、目の1、節の1繰越金5,988万7,000円の増でございます。今回補正の一般財源として追加するものでございます。

次に、款の21、項の1、目の4、節の3河川整備事業債ということで、1,300万円の増でございます。これは河川掘削事業ということで、永原谷川流木撤去の部分でございます。

次に歳出のほうを説明いたします。

款の2、項の1、目の1、一般管理費496万3,000円の増。

節の3、職員手当等、児童手当でございますが、394万5,000円の増、これにつきましては、令和6年、6年10月より児童手当対象者が拡充されるためのものでございます。

超過勤務手当146万8,000円につきましては、総務課、危機管理防災課、企画観光課、会計室の不足見込額でございます。

次に同じく目の8、電算管理費401万円の増、節の10、需用費、100万円の増でございますが、これは印刷製本費でございます。電算システム全国標準化に伴うテスト帳票分ということでございます。

次に節の12委託料110万円の増でございますが、住基ネット機器更改分ということでございます。

次に節の13使用料及び賃借料191万円の増でございますが、全国標準化システム構築に伴う接続サ

ービス利用料の増額分ほかということでございます。

次の同じく目の13諸費、節の12委託料、顧問弁護士委託料44万円の増でございますが、令和2年10月14日多良木町を被告として訴訟提起があった件につきまして、令和5年11月7日に第一審判決言渡があり、その後、令和6年6月12日に控訴審判決言渡があり、いずれも原告の請求は棄却され、令和6年6月29日に判決が確定したものでございます。今回の補正は、裁判費用中、弁護士費用の報酬、報酬金としまして、44万円の計上を行うものでございます。

次に同じく目の16地域公共交通対策費、節の18負担金補助及び交付金1,799万1,000円の増でございますが、くま川鉄道経営安定化補助でございまして、令和5年度鉄道事業経営損失分につきましてはの補助でございます。

次に同じく項の2、目の2賦課徴収費、節の22償還金利子及び割引料、110万8,000円の増、これにつきましては、税の過誤納還付金不足見込み額を計上しております。

次に、款の3、項の1、目の7介護保険整備事業費、節の18、負担金補助及び交付金1,501万4,000円の増、介護施設整備事業補助ということで971万円の増でございますが、これにつきましては、介護予防拠点整備の1施設分でございまして、黒肥地2区公民館分でございます。

次に、ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助530万4,000円の増でございますが、ケアプランデータの連携活用を促進し、介護現場の負担軽減及び生産性向上を図るため、システム導入に必要な経費を補助するもので、24の事業者が対象となっております。

次に同じく目の8ふれあい交流センター管理費、節の10需用費の修繕料でございますが、128万円の増、これはえびすの湯貯湯タンク給湯バルブ取替えということでございます。

次に同じく項の2、目の2児童支援費、節の12委託料、電算システム改修委託料でございますが、140万円の増ということで、障害福祉サービス等報酬改定に係る福祉・介護職員の処遇改善等に伴う関連システム改修費用でございます。また節の19扶助費、児童手当といたしまして、1,010万円の増、これは令和6年10月より児童手当対象者が拡充されることによるものでございます。

次に款の6、項の1、目の2農業総務費、節の18負担金補助及び交付金ということで、114万5,000円の増、畑地化促進事業補助ということで、田を畑地化することに伴い、土地改良区に地区除外決済金等を支払うための補助金ということでございます。

次に同じく目の9農地費、節の18負担金補助及び交付金ということで、水利施設整備事業が160万円の増、これは百太郎溝土地改良区が行う制水ゲート改修1ヶ所の費用800万円のうち20%を負担するものでございます。

次に、款の8、目、項の2、目の3社会資本整備総合交付金道路事業費、節の12委託料500万円の増でございますが、橋梁長寿命化修繕計画策定業務でございまして、人件費高騰による増額でございます。当初予算から、当初予算1,100万円から増額するものでございます。

次に同じく項の3、目の1河川総務費、節の12委託料1,300、300万円の増でございますが、流木撤去委託料ということで、準用河川永原谷川、これは町有管理、町管理河川でございますが、流木の撤去費用でございます。

次に同じく項の4、目の2住宅建設費、節の12委託料でございますが、住宅建設設計業務委託料ということで1,500、500万円の増でございます。これは一応8棟8戸を予定しておるところでございます。

次に節の15工事請負費、口の坪住宅、口の坪地区住宅建設工事4,700、700万円でございますが、敷地造成及び給排水管敷設の費用でございます。

次に、款の9、項の1、目の3消防施設、施設費、節の18負担金補助及び交付金、467万3,000円の増、消火栓移設負担金ということで、上下水道工事における消火栓移設4件分ということでございます。

次に款の10、項の5、目の1保健体育総務費、節の18負担金補助及び交付金、360万円の減ということでございます。これは本年度から公認奥球磨ロードレース、レース大会を開催しないことを決定したことによる減額ということでございます。

次に款の11、項の2、目の1公共土木施設災害復旧費、節の12委託料150万円の増でございますが、令和6年6月18日から6月21日に発生しました、梅雨前線降雨、豪雨の影響により、準用河川永谷川、町道荒水谷皆越線が被災しました。この復旧のための測量設計委託料ということでございます。

最後に、末尾におきまして調書を付けておりますが、給与費明細書及び地方債調書を付けております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

若干1時間以上延びましたが、ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時11分休憩）

（午前11時19分開議）

日程第13 「議案第27号」 令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13、議案第27号「令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）」について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案は47ページになります。

議案第27号、令和6年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正についてでございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,213,557千円とするものでございます。

ここから先の説明につきましては、議案説明資料を用いてご説明いたしますので、議案説明資料10ページをお開きください。

では今回の補正予算の主な内容でございますが、国民健康保険税、資格確認証に係る印刷製本費等の補正になります。

ここからは事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず、歳入でございます。

款の1、項の1、目の1一般被保険者国民健康保険税3,865万円の減です。これは本算定に伴う保険税収納見込みによる減額となります。

なお本算定時の国保加入世帯数でございますが、1,295世帯、これは前年度比マイナスの88世帯です。被保険者数ですが、2,006人、これは前年度比の192名となっております。

次に、款の6、項の1、目の1一般会計繰入金6万7,000円の増です。これは印刷製本費の増額に伴う事務費繰入金の増額となっております。

次に、款の7、項の1、目の1その他繰越金3,166万4,000円の増です。歳入減に伴う財源充当のため、繰越金を予算化したものでございます。

次に、款の8、項の3、目の4雑入698万8000円の増です。これは診療報酬等過年度収入で、令和5年度診療報酬精算に伴うものでございます。

続きまして歳出です。

款の1、項の1、目の1一般管理費6万8,000円の増です。節の10、需用費で印刷製本費被保険者証の交付廃止に伴う資格者証の印刷分を増額したものでございます。

款の2、項の2、目の2高額介護合算療養費10万円の増です。節の18負担金補助及び交付金の負担金でございまして、支給額の増加に伴い不足分を増額したものです。

最後に款の6、項の2、目の1特定健康診査事業費2万7,000円の増でございます。節の8旅費で費用弁償、会計年度任用職員通勤手当相当分1名分の不足額を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第14 「議案第28号」 令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第14、議案第28号「令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第28号、令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和6年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,572,955千円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。ページは11ページになります。

今回の主な内容でございますが、令和5年度事業費確定に伴う国県等及び一般会計の返納分を追加しております。

補正予算の財源として一般会計からの繰入金及び繰越金を追加しております。

事業別明細書の主なものとしまして、まず歳入でございますが、款の5、項の1、目の1介護給付費負担金、節2過年度分、介護給付費過年度分県負担金132万2,000円の増、こちらは令和5年度事業費確定に伴う追加交付でございます。

款の7、項の1、目の1介護給付費繰入金、節の2過年度分、介護給付費過年度分繰入金でございます。56万2,000円の増、こちらも令和5年度事業費確定に伴う一般会計からの追加繰入れ分でございます。

款の8、項の1、目の1繰越金、節の1繰越金443万円の増、歳入予算の、補正予算の財源分として追加しております。補正後の予算可能額は7,936万5,000円でございます。

次に歳出です。

款の5、目の、項の1、目の2償還金、節の22償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金342万9,000円の増、こちらは令和5年度事業費確定に伴う返納分でございます。内訳としまして、介護給付費負担金分としまして国費分34万2,000円、地域支援事業費交付金分、国費、うち国費分148万7,000円、社会保険診療報酬支払基金分としまして32万4,000円、県費分としまして86万4,000円、低所得者保険料軽減負担金分としまして、国費分227万5,000円、県費分13万7,000円を計上し円を計上しております。

款の5、項の2、目の1一般会計繰出金、節の27、繰出金28,288万5,000円の増、こちらも令和5年度事業費確定に伴う一般会計の返納分となっております。内訳としまして、地域支援事業費交付金分86万5,000円、事務費、事務費分、188万3,000円、低所得者保険料軽減負担金分として13万7,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第15 「議案第29号」 令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第15、議案第29号「令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案は62ページになります。

議案第29号のご説明をいたします。

令和6年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正についてでございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ853千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196,658千円とするものでございま

す。

ここから先の説明は議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。12 ページになります。

補正予算の主な内容でございますが、令和 5 年度分の後期高齢者医療保険料等負担金確定に伴う補正となっております。

事項別明細書の主なものでございます。

まず歳入でございます。

款の 4、項の 1、目の 1 繰越金 85 万 3,000 円、これは歳出予算の財源として予算化したものでございます。

次に歳出でございます。

款の 2、項の 1、目の 1 後期高齢者医療広域連合納付金 85 万 3,000 円。節の 18 負担金補助及び交付金、負担金の令和 5 年度後期高齢者医療保険料等負担金確定に伴う増額補正となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

日程第 16 「議案第 30 号」 令和 5 年度多良木町上水道事業会計利益の処分 及び決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 16、議案第 30 号「令和 5 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案 30 号をご説明申し上げます。ページ 69 ページです。

令和 5 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、1、地方公営企業法（以下「法」という。）第 32 条第 3 項の規定により、令和 5 年度多良木町上水道事業会計未処分利益剰余金 70,530,088 円のうち減債積立金取崩額、25,466,944 円を自己資本金に組入、当年度純利益 45,063,144 円を全額減債積立金に積み立てるものとするものでございます。

2、法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度多良木町上水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

これより先は議案説明資料にて説明させていただきます。

主な内容としまして、令和 5 年度末給水戸数につきましては、3,535 戸、前年度比 13 戸の減でございます。

給水人口は 8,699 人、前年度比 115 名の減でございます。配水量 759,634 m³、前年度比 68,773 m³の減少です。給水量 756,611 m³、前年度比 44,810 m³の減少です。

供給単価ですが、本年度、本年度は 157.50 円で行ってまいりました。前年度と比べ、比べますと 25.30 円の減少となっております。

給水原価ですが、136.03 円、前年度比 12.61 円、61 円の減です。

令和 6、5 年度末処分利益剰余金 70,530,088 円、このうち、減債積立、減債積立金取崩額が 25,466,944 円で行ってまいりました。減債積立金取崩額 25,466,944 円につきましては、自己資本組、自己資本、自己資本金へ組み入れる予定としております。

当年度純利益 45,063,144 円につきましては、減債積立金へ積み立てる予定としております。

次に 1 決算報告書、税込みになります。

収益的収入及び支出の支出において、収入ですが、第 1 款、水道事業収益（決算額欄）ですが、173,363,579 円で行ってまいりました。前年度比 3,271,031 円の減少でございます。要因としましては、営業収益における給水収益の減少及び営業外収益における他会計補助金の繰、受入による水道基本料金減免措置の実施に伴うものとなっております。

次に支出です。

第 1 款、水道事業費用、こちらも決算額欄でございますが、124,673,579 円で行ってまいりました。前年度比 18,880,200 円の減となっております。要因としましては、営業費用における支出の減少となっております。

ります。

次に、資本的収入及び支出、の収入でございます。

第1款、資本的収入 5,093,000 円、前年度比 4,044,086 円の増となっております。要因は老朽管更新工事における消火栓更新費用負担金の増加となっております。

次に支出です。

第1款、資本的支出、決算額欄ですが、84,883,244 円、前年度比 5,562,873 円の減少となっております。主な要因は、企業債残高の減少に伴う償還額の減少となっております。

ここで備考欄、決算書の備考欄記載、備考欄に金額が記載してありますが、こちらにつきましては、決算額のうち消費税額を記載しているものとなっております。

次に、資本的収入、資本的収入額が資本的支出額に不足、不足する額の補填としまして、決算報告書、欄外に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出額に不足する額 79,790,244 円につきましては、当年度損益勘定留保資金 54,323,300 円と減債積立金処分額、取崩額になりますが、25,466,944 円で補填をいたしております。

次に、2、損益計算書でございます。税抜となります。

(1) 営業利益、こちらにつきましては、営業収益から営業費用を引いた額となっております、本年度決算は 9,295,455 円でございます。前年度比 9,634,308 円の減少となっております。要因としましては、水道基本料金の 4 か月分減免事業を実施したことによりまして、給水収益が減少したものです。

次に、(2) 経常利益でございます。こちらは営業利益に営業外収益を加算し、それ、そこから営業外費用を差し引いたものとなっております。今年度の決算が 45,063,144 円でございます。前年度比 16,075,545 円の増加となっております。こちらにつきましては、水道料金減免事業実施によりまして、営業外収益において、他会計補助金として給水収益減収補填分の交付金を受入れたことによる増額となっております。

(3) 当年度純利益、45,063,144 円、前年度比 16,075,545 円の増です。

(4) その他未処分利益剰余金変動費でございます。25,466,944 円、前年度比 3,227,355 円の減少でございます。こちらは減債積立金の取崩額ということになっております。

(5) 当年度未処分利益剰余金、当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動、剰余金変動費を合わせた額が 70,530,088 円でございます。前年度比で 12,848,190 円の増となっております。

次に、3、剰余金計算書、こちらも税抜でございます。

剰余金計算書については、当年度末における上水道事業における資本の状況を表整理したもので、剰余金処分前の状況となっております。自己資本金へ組入、また減債積立金へ積立する前の状況となっております。

次に4、貸借対照表、こちらも税抜です。

(1) 固定資産合計ですが、1,227,362,881 円、前年度比 26,739,018 円の減少です。要因としましては、減価償却累計額の増加によるものでございます。

(2) 流動資産合計 305,641,690 円、前年度比 45,949,283 円。要因は、水道使用料減免措置実施に伴う補填財源として交付金を受入れたことによる現金預金の増加となっております。

次に(3) 資産合計、固定資産合計と流動資産合計を合わせたものですが、1,533,004,571 円、前年度比 19,210,265 円の増となっております。

次に、5、キャッシュ・フロー計算書、業務活動、投資活動、財務活動における各キャッシュ・フローの合算によるものですが、資金増加額 44,023,617 円、前年度比 37,350,862 円の増となっております。

資金期末残高 294,927,834 円、前年度比 44,023,617 円の増となっております。要因は、業務活動によるキャッシュ・フローの増加、投資活動によるキャッシュ・フローの減少ということです。

次に6、剰余金処分計算書(案)としております。

未処分利益剰余金は 70,530,088 円でございます。前年度比 12,848,190 円の増加となっております。内訳が減債積立金取崩額 25,466,944 円、こちらにつきましては、自己資本金に組み入れる予定としております。

当年度純利益 45,063,144 円につきましては、減債積立金へ積み立てる予定としております。予定としておりますのが、この決算書、決算につきまして、議会の承認後に、組み入れるため、組み入れる予定としているため、予定としております。

8、工事費でございます。税込みです。

(1) 工事費等 44,981,230 円、前年度比 1,093,221 円の減少です。工事費のうち量水器、いわゆる水道メーターの交換費用ですが、1,122,880 円となっております。前年度比の 698,720 円の減少。

次に (2) 修繕工事等ですが、3,206,676 円、前年度比 3,637,975 円の減少となっております。

次に、9、業務ですが、冒頭、お伝えしましたとおり、主な内容としましてお伝えしておりますが、給水戸数が 3,535 戸でございました。給水人口は 8,699 名、期間有収水量率が 99.6%でございました。こちらにつきましては前年度比 2.9%の増ということで、これこれから判断しますと漏水等の減少が見込まれ、見られるということになります。

次に供給単価 157.50 円でございますが、こちらは前年度比 25.30 円のマイナス、プラスとなっております。要因としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による水道基本料金軽減事業の実施に伴う給水収益の減少によるものでございます。

次に給水原価です。136.03 円、前年度比マイナスの 12.61 円となっております。要因は、経常費用、いわゆる支出の減少ということになっております。

供給単価が給水、給水原価を上回っておりますので、状態としては健全経営、経営状態にあるということになります。

次、10、会計です。

(1) 企業債、まず最初に借入は昨年度ございました。

次に、年度内償還額 39,902,014 円でございます。前年度から 4,468,652 円減少しております。

次に、年度末における残高ですが、100,186,366 円、前年度比 39,902,014 円の減少となっております。

次に (2) 事業収入、税込みです。

まず営業収益です。

給水収益、12,128,924,100 円、前年度比 30,148,220 円でございます。要因は交付金事業の取組により水道料金を 4 ヶ月分減免したことによる減少となっております。減収分につきましては交付金により補填をされております。

最後に、11、附属明細書を末尾に添付しております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第17 「議案第31号」 令和5年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 17、議案第 31 号「令和 5 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について」、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 31 号、令和 5 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度多良木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料のほうで説明させていただきますそちらのほうをお願いいたします。ページのほうは 15 ページでございます。

まず、令和 5 年度一般会計・特別会計多良木町歳入歳出決算書を別紙、別冊でございますが、そちらのほうから説明させていただきます。

まず歳入、抜粋でございますが、歳入合計欄の予算現額、8,709,409,000 円となっております。調定額が 8,672,273,723 円、収入済額が 8,627,887,853 円、不納欠損額が 2,017,735 円、収入未済額が 42,368,135 円となっております。

次に、歳出、同じく抜粋でございますが、歳出合計欄で、予算現額 8,709,409,000 円でございます。支出済額は 8,028,120,849 円、翌年度繰越額が 476,641,000 円、不用額が 204,647,151 円となっております。

次に実質収支に関する調書、同じく抜粋でございますが、3 の歳入歳出差引額が 5 億 900 すいません。5 億 9,976 万 7,000 円。翌年度へ繰越す、繰越すべき財源といたしまして、継続費逓次繰越、繰越額は

0、繰越明許費繰越額が1億2,042万9,000円。事故繰越繰越額が147万8,000円。合計しますと1億2,190万7,000円ということになっておりまして、5の実質収支額が4億7,786万円となっております。

次に決算資料、すいません、決算書資料でございますが、財政分析等の部分でございます。

この地方財政状況調査（決算統計）の要領に基づきまして作成いたしております。

この調査は全国的に統一した視点で財政分析を行い、各自治体間の財政状況を比較できる調査となっております。調査要領によりまして、金額の科目の移動等を行っているため、決算書の各款の金額と一致しない部分がございますので、ご注意くださいと思います。

それではまず1番の歳入決算額の推移ということでございます。

令和3年度から令和5年度の3年度分、各決算額と伸び率、令和5年度におきましては、対前年度増額、増減額も記載しております。

次のページにまいります。

令和5年度抜粋となりますが、説明につきましては、款の部分と款の名称と令和5年度対前年度増減額、また主な増減理由というところで説明させていただきます。

まず1の町税、3,036万円の増、これは前年度の諸所得増額に伴い、市町村民税個人分所得割が1,763万円増えておるもの、また前年度の申告法人数や法人収益の増により、市町村民税法人分法人税割が860万3,000円増えておるところでございます。

次に2の地方譲与税62万3,000円の増。

3の利子割交付金、5,000円の減。

4の配当割交付金、84万3,000円の減。

5株式等譲渡所得割交付金、37万4,000円の増。

6の法人事業税交付金、185万8,000円の増。

7の地方消費税交付金、374万7,000円の減。

8の環境性能割交付金144万4,000円の増。

9の地方特例交付金154万7,000円の増でございますが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税収補てん特別交付金156万円の増が主な要因でございます。

次に、10の地方交付税5,700万7,000円の減ということでございますが、普通交付税が2,296万3,000円の減、特別交付税が3,404万4,000円減となっております。

次に11の交通安全対策特別交付金16万8,000円の減。

12の分担金及び負担金693万6,000円の減、これは県営水利施設等保全高度化事業費分担金、第二多良木地区分担金でございますが、1,380万円が減ったところでございます。

次に13の使用料及び手数料286万9,000円増、これは都市農山村交流施設使用料が221万2,000円増、また、ふれあい交流センター使用料201万1,000円増というところでございます。

次に、14の国庫支出金7,157万3,000円の減、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金1億2,124万4,000円の減、また、価格高騰緊急支援給付金事業費補助金5,894万2,000円の減というところでございます。

次に15の県支出金474万1,000円の減、これは熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業費県補助金、2,952万5,000円の減でございます。

また、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金2,555万8,000円が減ということでございます。

次に16の財産、財産収入101万5,000円の減でございますが、多良木町減債基金利子1,437万3,000円の減、立木売上げ、売払収入1,617万2,000円の増ということでございます。

次に寄附金8,956万8,000円の増でございますが、多良木町ふるさと応援寄附金8,559万7,000円の増ということで、前年、前年度は1億705万円から本年度1億9,264万7,000円ということで増加した分でございます。

次に18繰入金2億3,494万1,000円の減、多良木町地域福祉基金取りくずしが2億405万5,000円の減、また多良木町まちづくり寄附基金取りくずしが5,651万円の減が主な理由でございます。

次に、19、繰越金4億8,585万9,000円の増、純繰越金が919万7,000円の減、繰越事業充当財源、財源化分が4億9,505万6,000円の増、このうち中学校分が4億8,395万2,000円の増というところでございます。

次に、20の諸収入32万6,000円の増。

21の町債7億3,473万5,000円の減、これは中学校校舎改築事業債が7億800万円の減、社会資本整

備総合交付金道路事業が 6,900 万円の減。

次に 22 の自動、自動車取得税交付金 43 万 8,000 円の増でございますが、これは制度自体は令和元年度で終了いたしておりますが、今回はその精算分ということで増加しておりますところでございます。

最後に合計欄が 5 億 165 万 1,000 円の減ということになっております。

○議長（宇佐信行議員）

説明は途中でございますが、これで昼食のためにですね、暫時休憩をいたします。

午後は 1 時より開会いたします。

よろしくお願いします。

（午後 00 時 00 分休憩）

（午後 01 時 00 分開議）

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長のですね、説明が途中でございましたので、総務課長、引き続き説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、2 の歳出決算額の推移から説明させていただきます。

これは歳入と同様に記載いたしております。

まず 1 の予算款別ということで 5 年度の 5 年度分を抜粋いたしております。

説明につきましては、款の名称と令和 5 年度対前年度増額、増減額欄と、あと主な増減が増減理由を説明させていただきます。

まず 1 の議会費 264 万 4,000 円の減、これは議員報酬 510 万 4,000 円の減、公用車購入 355 万円の増となっております。

次に 2 の総務費 3 億 9,116 万 4,000 円の減、町づくり推進事業基金積立が 4 億 2,069 万 1,000 円の減、ふるさと応援寄附事業の補助が 4,483 万 6,000 円の増。

次の 3 の民生費 1,631 万 6,000 円の減、価格高騰緊急支援給付金 5,670 万円の減、生活困窮者緊急生活支援金（追加給付分）でございますが、7,798 万円の増となっております。

次に 4 の衛生費 4,169 万 6,000 円の減、保健センター空調・換気システム整備事業の 3,199 万 7,000 円の減、ワクチン接種委託料の 932 万 9,000 円の減となっております。

労働費は 0 でございます。

6 の農林水産業費、1 億 2,934 万 2,000 円の減、水利施設等保全高度化事業第二多良木地区 3,220 万円の減、これは令和 5 年度負担金がございました。あと、林業・木材産業振興施設等整備事業補助 2,952 万 5,000 円の減でございます。

次に 7 の商工費 1,583 万 3,000 円の減、交流館石倉空調・換気システム整備事業、2,189 万円の減、交流館石倉 LED 化事業 704 万円の増となっております。

次に 8 の土木費、土木費 1 億 657 万 2,000 円の減、社会資本整備総合交付金道路事業費が 1 億 1,929 万 2,000 円の減、中央公民館等解体事業が 1,275 万円の増。

次の 9 の消防費 5,422 万 3,000 円の増、消防団拠点施設等整備事業が 2,947 万 8,000 円の増、備蓄倉庫整備事業が 1,066 万 2,000 円の増。

次の 10 の教育費 5 億 3,922 万 4,000 円の増、中学校校舎改築事業が 5 億 1,664 万 4,000 円の増、学校給食費が 4,004 万 5,000 円の増、これは公会計化によりまして賄材料費が増えたものでございます。

次に 11 の災害復旧費 2,405 万円の増、くま川鉄道災害復旧事業が 3,256 万円の増、林業用施設災害復旧事業が 1,438 万 7,000 円の増、農業用施設災害復旧事業が 1,997 万 9,000 円の減、公共土木施設災害復旧事業が 291 万 7,000 円の減。

次の公債費、12 の公債費でございますが、1,539 万 5,000 円の減、元金が 1,534 万 1,000 円の減、利子が 5 万 4,000 円の減ということです。

予備費は 0 でございます。

合計が 1 億 146 万円の減となっております。

次に、（2）の節別合計ということでございますが、今の款別のやつを節別に並べ替えたものでございます。

まず、報酬、1 の報酬 243 万 4,000 円の減でございます。議員報酬 510 万 4,000 円の減、会計年度任用職員が 265 万 7,000 円の増となっております。

2の給料936万5,000円の増、職員給が959万円の増、特別職が22万5,000円の減となっております。

次3、3の職員手当等のうちその他手当1,274万9,000円の増、これは期末、期末勤勉手当が1,016万8,000円の増、会計年度任用職員期末手当が244万8,000円の増となっております。

次に超過勤務手当342万円の減、参議院議員選挙費が363万7,000円の減、戸籍住民基本台帳費が231万4,000円の減、熊本県知事選挙費が283万7,000円の増となっております。

次に退職手当が6,780万9,000円の減、これは退職者がいない年は退職手当負担金が1/4になるため、6,780万9,000円の増となって、減となっております。

すいません。次の4の共済費でございます。558万5,000円の増、職員共済、会計年度さんの分ですが、479万7,000円の増、職員共済が399万円の増、社会保険料が315万3,000円の減となっております。

災害補償費と、恩給及び退職年金につきましては0でございます。

次に、7報酬費、報償費でございます。411万1,000円の増、農林商工担い手就業祝い金が290万円の増、農林商工祭イベント出演謝礼等が121万4,000円の増。

次に8の旅費の費用弁償が175万5,000円の増、議会各委員会旅費が51万9,000円の増、農円の増、農業委員研修会等が28万8,000円増となっております。

普通旅費が134万5,000円の増、能登半島地震支援費が91万1,000円の増、総務一般管理費が78万7,000円増となっております。

次に、9の交際費でございますが、11万5,000円の増、町長交際費が6万2,000円の増、議会交際費が5万3,000円の増ということでございます。

次に需用費でございます。10の需用費、総額で3,478万8,000円の増となっております。詳細は省略させていただきます。

次に、11の役務費500飛び、500万6,000円の減、通信運搬費が209万3,000円の減、保険料が159万8,000円の減でございます。

次に12の委託料802万、820万2,000円の増、中学校校舎改築関連委託料が1,973万5,000円の増、電算関係保守委託料が1,788万7,000円の増。

次の13、使用料及び賃借料につきましては527万8,000円の減、新型コロナウイルスワクチン接種会場使用料が241万1,000円の減、中学校パソコン等リース料が190万9,000円の減。

次の14、工事請負費でございますが、4億1,733万5,000円の増、中学校校舎改築事業が4億7,522万7,000円の増、令和4年災林業用施設災害復旧工事が6,210万2,000円の増。

次の15、原、原材料費13万4,000円の減でございますが、単独土地改良時事業資材分が24万3,000円の減、林道用原材料費が9万2,000円の減でございます。

次に16の公有財産購入費260万1,000円の減、町道中島線148万6,000円の減、中学校通り、中学校通学路安全対策事業分が104万3,000円の減。

次に17の備品購入費2,333万5,000円の増、中学校用各種備品が1,715万円の増、中学校用木製建具につきましては1,270万6,000円の増となっております。

次の18負担金補助及び交付金でございますが、まず負担金が6,914万9,000円の減、これは水利施設等保全高度化事業第二多良木地区分が3,220万円の減、教育・保育給付費が3,136万8,000円の減。

次の補助金でございますが、4,606万8,000円の増、これはふるさと応援寄附事業補助が4,483万6,000円の増、球磨、くま川鉄道災害復旧費補助が3,256万円の増。

次の交付金が7,488万円の減ということで、価格高騰緊急支援給付金が5,670万円の減、生活応援臨時給付金が5,385万円の減となっております。

次の19扶助費でございますが、569万9,000円の減、児童手当が857万円の減、自立支援事業給付事業が804万円の減。

次の20貸付金は0。

21の補償補填及び賠償金が2,232万1,000円の減、中島、町道中島線移転補償が2,131万3,000円の減、町道口の坪覚井線移転補償費が100飛び、100万8000円の減。

次に22の償還金利子及び割引料が、1,036万4,000円の減、地方債元金が1,534万1,000円の減、児童措置費国県補助金等返納金が714万1,000円の増でございます。

次に24積立金でございますが、3億9,915万9,000円の減、町づくり推進事業基金積立が4億2,069万1,000円の減、ふるさとづくり納税寄附基金積立が4,150万7,000円の増でございます。

寄附金は 0 でございます。

次に 26、交付、公課費が 2 万 8,000 円の増、自動車重量税分でございます。

次の 27 繰出金 200 万 9,000 円、介護会計分が 1,041 万 1,000 円の増、下水道会計分が 478 万 1,000 円の減、国保特会分が 254 万 1,000 円の減、後期特会分が 96 万 9,000 円の減、財産区会計分が 11 万 1,000 円の減となっております。合計の 1 億 146 万 4,000 円の減ということになっております。

次に 3 の普通会計決算統計による財政分析資料ということでございます。

まず、標準財政規模につきましては、42 億 1,780 万 5,000 円でございました。伸び率、伸び額になりますが、2,333 万 9,000 円の増ということでございます。これは基準財政収入額の増により、標準財政規模が増となったものでございます。地方公共団体の通常収入され则认为一般的、経常、経常的一般財源の規模を示す数値でございます。標準財政規模のことでございます。

次に、2 の財政力指数が 0.23 でございました。前年度から 0.01 減少しております。3 ヶ年平均としては下がりましたが、単年度で見るとよくなっております。地方公共団体の財政力示す指数であり、指数が高いほど財政力が高いと判断されるものでございます。

次に 3 の実質収支比率 11.3% でございます。前年度比、前年度比較 0.4% の増、標準財政規模及び実質収支の増によるものでございます。実質収支比率が過度に大きい場合、一般財源に対して行政サービスが不足していることを示す数値でございます。

次に 4 の経常収支比率 82.5% でございます。前年比較しますと 0.6% の減、退職手当負担金や下水道会計繰出金・介護保険繰出金の減によるものでございます。これは経常的な経費に経常的な収入がどの程度充当されるかの比率で、70 パーから 80% が理想とされておるところでございます。

次に 5、実質、実質公債費比率で 9.0% でございました。前年と比較しますと 0.5% の増、普通、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の減によるものでございます。起債返済額の収入に対する比率でございまして、比率が低いほど、返済の負担が軽いということでございます。

次に 6 の収入の状況でございますが、1 歳入決算額の決算額の推移と重複しますが、5 年分を資料として掲載、下の表につきましては、町税の内訳を掲載しております。

次に 7 の性質別経費の状況、歳出の節を地方財政状況調査の性質別に区分して 5 年分を掲載しております。

抜粋でございますが、義務的経費が決算額 28 億 1,159 万 7,000 円となって円となっております。投資的経費が 14 億 1,872 万円、その他の経費が 37 億 9,780 万 4,000 円ということになっております。

構成比、伸び率はご覧のとおりでございます。

また、この増減要因につきましては 2 の歳出決算の推移（2）節別合計のとおりでございます。

次に 8 の地方債現在高の状況といたしまして、地方債の種類ごとに区分して掲載しております。次のページ、続きでございます。

地方債の合計が欄、令和 4 年度末現在高が 63 億 1,562 万 5,000 円、令和 5 年度発行額が 4 億 5,737 万 2,000 円、令和 5 年度の元利償還金合計欄で 6 億 3,052 万 3,000 円ということで、年度末の現在高が 61 億 6,042 万 4,000 円となっております。また、今後の見込みといたしまして、元利償還金が徐々に増えていき令和 9 年度頃には 7 億円を超える見込みで、となる見込みでございます。

次に 9、地方債借入先別及び利率別現在高の状況とでございますが、借入先・利率ごとに掲載いたしております。利率につきましては、0.5% 以下が大半を占めているものでございます。

また参考といたしまして、特別会計における地方債現在高の状況を掲載しております。下水道事業に係るものを掲載いたしております。

最後に令和 5 年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費を掲げております。

下の表につきましては、各事業名を掲載しまして、地方消費税交付金の中の社会保障財源化（一般財源）分の対象事業への按分割合調査に基づき、のために、資料を掲載いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第 18 「議案第 32 号」 令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計 （事業勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 18、議案第 32 号「令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について」、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案は 71 ページになります。

議案第 32 号、令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

詳しい説明は、議案説明資料のほうでいたしますのでそちらのほうをお開きください。はい。

では主な内容になりますけれども、国民健康、令和 5 年度末の国民健康保険加入世帯数でございますが、1,307 世帯と前年度より 85 世帯、少なくなっております。また被保険者数ですが、2,037 名と前年度より 172 名少なくなっております。

特別会計の歳入総額が 12 億 7,794 万 1,274 円と前年度より 383 万 399 円減っております。

支出に、支出の総額につきましては 12 億 886 万 7,675 円と前年度より 1,340 万 7,339 円の増となっております。

歳入歳出差引額 6,907 万 3,599 円がこの額が令和 6 年度の繰越金となります。

ここからは事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入でございます。

款の 1、項の 1、目の 1 一般被保険者国民健康保険税調定額が 2 億 7,895 万 9,367 円、収入済額 2 億 1,084 万 2,025 円、前年度比 2,130 万 6,715 円の減となっております。

ここで収納率でございますが、現年度課税分が 98.28%と前年度より 0.79%増加しております。

滞納繰越分は 13.13%と前年度より 1.7%増といずれも収納率が前年度より高くなっております。

なお不納欠損額につきましては、5022 万 3,761 円ありまして、地方税法第 15 条の 7 による不納欠損処分を 15 名分行っております。内訳としまして生活困窮が 9 名、財産なしが 6 名です。

次に、款の 4、項の 1、目の 1 保険給付費等交付金、収入済額 8 億 9,076 万 1,801 円、前年度比 1,021 万 2,293 円。節 2 特別交付金 8,214 万 1,000 円で 4,318 万 7,000 円の増となっております。こちらは直営診療施設（公立多良木病院）で取り組まれた特別調整交付金事業、これ、統合系医療システムの更新になりますが、その分の交付金の増加が主な要因となります。

次に、款の 6、項の 1、目の 1 一般会計繰入金、収入済額 8,107 万 2,470 円、前年度比 285 万 5,125 円の減です。保険税軽減分・保険者支援分が対象者が 1,284 名でございました。また、未就学児均等割保険料繰入金の対象者が 47 名となっております。出産育児一時金は 6 名と前年度より 4 名の増、産前産後保険料繰入金は対象者が 6 名いました。

次に、款の 8、項の 3、目の 5 雑入、収入済額 503 万 959 円。前年度比 118 万 4,094 円です。これは令和 4 年度診療報酬精算によるものでございます。

続きまして歳出になります。

款の 2、項の 1、目の 1 一般被保険者療養給付費、支出済額が 7 億 716 万 4,167 円、前年度比 2,570 万 5,032 円の減です。これは病院受診時の町の負担分となります。

次に、款の 2、項の 2、目の 1、一般被保険者高額療養費、支出済額が 1 億 415 万 2,909 円、前年度比 605 万 8,788 円の減です。こちらは医療費の限度額を超えた分の町の負担分となっております。

次に款の 3 国民健康保険事業費納付金、支出済額 3 億 87 万 9,641 円、前年度比 573 万 7,168 円の減です。これは県から示された納付額を支出したものでございます。

次に、款の 6、保健事業費、支出済額 2,411 万 3,812 円、前年度比 165 万 7,379 円の減。これは、国保被保険者に対する保健事業に関する支出でございまして、特定健診受診率は 61.8%となっております。

次に、款の 7、項の 1、目の 1 国民健康保険給付基金積立金、支出済額が 2,000 円です。前年度も同額でございました。基金利子相当分を積立しておりまして、積立後の基金残高は 1 億 7,798 万 3,000 円となっております。

次に、款の 8 諸支出金、支出済額 5,761 万 5,000 円、前年度比 5,134 万 5,700 円の増です。保険税の還付、直営診療施設勘定繰出金等に関する支出でございます。

その中で、保険税の還付が 25 件、直営診療施設勘定繰出金が 4,449 万 8,000 円で、こちらは前年度比

3,937万3,000円の増となっております。この内容としましては、公立多良木病院企業団への繰出金となっておりますが、さらにその内訳は、医師等の確保事業に対して100万円、療養環境の改善事業に74万8,000円、直営診療施設整備事業に275万円、統合系医療システムの更新に要した費用で4,000万円となっております。

最後に、特別会計繰出金1,270万5,000円、前年度比1700、1,270万5,000円でございます。

こちらは槻木診療所において取り組まれた特別調整交付金事業交付金を、事業の交付金を直診勘定へ繰出、直診勘定から公立多良木病院企業団へ繰出しております。その内訳が経営の合理化、統合系医療情報システム、電子カルテ等ですね、導入に要した費用になっておりまして、1,270万5,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第19 「議案第33号」 令和5年度多良木町国民健康保険特別会計 (直診勘定) 歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次にですね、日程第19、議案第33号「令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について」、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議案は72ページになります。

議案第33号、令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

これから先の説明は議案説明資料のほうでご説明いたしますので、そちらをお開きください。

では主な内容でございますが、槻木診療所運営費に係る公立多良木病院企業団への委託となっております。

歳入の総額が2,036万9,800円、前年度より1,290万2,000円増加しております。

支出におきましては、総額2,035万8,400円と前年度比1,293万円増加しております。申し訳ございません。1,290万3,000円増加しております。

歳入歳出差引額が1万1,400円ということで、この額が令和6年度への繰越金となります。

なお槻木診療所の診療日につきましては、毎週火曜と金曜日、午後1時から5時まででございます。診療日数におきましては、令和5年度は87日間、受診者数の延べ人数で248名となっております。

次に、事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず、歳入でございますけれども、款の1、項の1、目の1へき地診療所運営費県補助金、収入済額が526万2,000円と前年度より11万9,000円の減となっております。

次に、款の2、項の1、目の1一般会計繰入金、収入済額が239万400円で、前年度より31万5,400円増加しております。

次に、款の2、項の1、目の2特別会計繰入金、収入済額1,270万5,000円、前年度比はですね、同額でございますが、特別調整交付金事業勘定受入分から直診勘定へ繰入、経理の、経営の合理化、統合系医療情報システム、電子カルテの導入に要した費用でございます。

続きまして、歳出になります。

款の1、項の1、目の1一般管理費、支出済額が2,035万8,400円で、前年度より1,290万3,000円の増です。その内容としまして、槻木診療所運営委託料が650万と前年度より50万増加しております。

また、国県補助金の返納金が114万9,000円と前年度よりこちらは30万2,000円減額し、減少しております。

最後に、公立多良木病院企業団会計繰出金が1,270万5,000円と、こちらは前年度より1,270万5,000円増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**日程第 20 「議案第 34 号」 令和 5 年度久米財産区特別会計歳入歳出
決算の認定について**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 20、議案第 34 号「令和 5 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第 34 号、令和 5 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては、議会説明資料のほうで説明させていただきます。

主な内容といたしましては、久米財産区特別会計歳入歳出決算書、久米財産区管理会の運営、財産区有林の管理、分収造林の管理が主な内容となっております。

まず歳入ですけれども、歳入合計予算現額 970 万 8,000 円、調定額 972 万 7,911 円、収入済額 972 万 7,911 円。令和 4 年度収入済額が 915 万 4,416 円であり、前年度比 57 万 3,495 円の増額となっております。主な要因といたしまして繰越金は減額でありますけれども、不動産売払収入及び基金繰入金が増額となったのが主な要因となっております。

歳出の部分におきましては歳出合計、予算現額 970 万 8,000 円、支出済額 913 万 8,760 円、令和 4 年度支出済額が 814 万 8,107 円であり、前年度比 99 万 653 円の増額となっております。主な要因として間伐搬出事業に伴う作業道等の修繕料の増額が要因となっております。

歳入歳出差引残額といたしまして、令和 4 年度が 100 万 6,309 円、令和 5 年度 58 万 9,151 円、前年度比 41 万 7,158 円の減額となっております。

これから先につきましては、事項別明細証の主なものをご説明させていただきます。

まず歳入部分です。

款 1、項 2、目 1 不動産売払収入、節 1 その他不動産売払い収入、収入済額 367 万 5,700 円、間伐搬出事業、高岡地区の 3.36ha による原木売払い収入となっております。

款 2、項 1、目 1 財産区基金繰入金、節 1 基金繰入金、収入済額 316 万 3,000 円、久米財産区積立基金からの繰入金となっております。

款 2、項 2、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金、収入済額 184 万円、久米財産区が事業主体となり間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請が出来ないため、多良木町が代理申請を行い、補助金を一般会計から久米財産区特別会計へ繰入したことになります。

款 3、項 1、目 1 繰越金、節 1 繰越金、収入済額 100 万 6,309 円、前年度繰越金となっております。

続きまして歳出の部分になります。

款 1、項 1、目 1 管理会総務費、支出済額 248 万 2,381 円、久米財産区管理会運営費となります。前年度比 11 万 3,263 円の増額の増額となっております。会計年度任用職員経費の半額を一般会計繰入、繰出をしておりますけれども、人件費の増額が主な要因となっております。

節 1 報酬、支出済額 99 万 4,000 円、久米財産区管理会委員の報酬となっております。

節 27 繰出金、支出済額 122 万 6,000 円、会計年度任用職員人件費の 1 人分の半額を一般会計へ繰出をしております。

続きまして款 2、項 1、目 1 財産造成管理費、支出済額 548 万 9,379 円、久米財産区有林の造林事業関係の経費となっております。前年度比 100 万 1,390 円の増額となっております。間伐搬出事業に伴う作業道等の修繕料の増額が主な要因となっております。

節 10 需用費、修繕料 71 万 1,700 円、間伐搬出事業に伴う作業道修繕料が入ってきております。

節 11 役務費、支出済額 97 万 4,241 円、間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、多良木町森林組合への販売手数料等になりまして 51 万 4,582 円、森林保険の掛金としまして 36ha 分で 45 万 9,659 円。

節 12 委託料といたしまして、支出済額が 369 万 5,986 円、伐出費、土場から市場までの運搬経費等で 40 万 8,654 円、間伐等森林整備促進対策事業、伐採から土場集材までの分で 253 万円、森林監視等委託ということで 2 人分で 26 万 4,332 円、妙見野財産区有林森林整備委託料としまして 49 万 3,000 円のほうを支払っております。

節 18 負担金補助及び交付金、負担金といたしまして 6 万 9,117 円を支払っています。森林認証管理審査負担金として、審査費用を多良木町、久米財産区、多良木町森林組合の管理面積割で支出しております。久米財産区の負担割合としまして 11.07%で 6 万 117 円となっております。

続きまして款 2、項 2、目 1、森林研究・整備機構分収造林受託事業費 0 円となっております。こちらにつきましては、久米財産区と森林研究・整備機構、多良木町森林組合との分収造林の契約を締結しておりまして、造林事業の費用については、森林研究・整備機構が全額負担する事業となっております。今、これにつきましては、令和 5 年度におきましては、事業を行っていないため支出は行っておりません。

続きまして、款 3、項 1、目 1 積立金 116 万 7,000 円、久米財産区基金積立金となっております。

続きまして、実質収支に関する調書になります。

1、歳入総額 972 万 7,911 円、2、歳出総額 913 万 8,760 円、3、収入、すいません、歳入歳出差引額、58 万 9,151 円、4、翌年度へ繰越すべき財源 0 円、5、実質収支額 58 万 9,151 円、繰越金となります。

それと最後になりますけれども、久米財産区基金残高になります。

令和 4 年度末におきまして、2,760 万 5,152 円、令和 5 年度末におきまして、2,560 万 9,152 円、差引額の 199 万 6,000 円の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

日程第 21 「議案第 35 号」 令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 21、議案第 35 号「令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第 35 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

決算書の中身につきましては、議案説明資料にて説明をさせていただきます。ページは 26 ページになります。

令和 5 年度の下水道の決算の主な内容につきましてですが、令和 6 年度 4 月 1 日より多良木町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用させましたことから、令和 5 年度下水道事業特別会計におきましては、令和 6 年 3 月 31 日をもって打切り決算としております。打切り決算を行ったことにより、歳入歳出ともに前年度より減少をしております。

歳入総額 3 億 554 万 8,115 円、前年度比 2,052 万 5,205 円の減少、歳出総額 2 億 7,513 万 3,134 円、前年度比 2,554 万 5,433 円の減少となっております。

実質収支につきましては 3,041 万 4,981 円となっております。こちらの、こちらにつきましては、例年であれば、翌年度への繰越金となりますが、令和 6 年 4 月 1 日より公営企業会計へ下水道が移行しておりますので、4 月 1 日、令和 6 年 4 月 1 日をもちまして、この実質収支額につきましては、下水道、多良木町下水道事業会計へ引継ぎを行っております。

令和 6 年 3 月 31 日現在における下水道接続件数は 2,032 件、下水道利用者数は 4,748 人となっております。

事項別明細の主なものです。

まず歳入です。

款 2、項 1、目 1 下水道使用料、収入済額 1 億 1,737 万 8,920 円、前年度比 289 万 2,110 円減となっております。要因は、打切り決算による減少となっております。

次に、款 4、項 1、目 1 繰入金、収入済額 1 億 5,837 万 8,000 円、前年度比 478 万 1,000 円の減、要因は起債残高の減少に伴う償還額の減少によるものです。

次に、款 7、項 1、目 1 下水道事業、下水道債、収入済額 300 万円、前年度比 1,500 万円の減、要因

は地方公営企業法適用支援業務委託の終了に伴い起債借入が減少したことによるものです。

次に歳出になります。

款 1、項 1、目 1、節 18 負担金補助及び交付金、支出済額 363 万 4,000 円、前年度比 86 万 2,000 円の減、要因は球磨川上流流域下水道事業の建設事業減少による負担金の減少となります。

次に、款 2、項 1、目 1、節 2 給与、節 3 職員手当等、節 4 共済費ですが、支出済額 322 万 3,001 円、前年度比 195 万 4,871 円の減、要因は職員の異動による減少となっております。

次に、款 2、項 1、目 1、節 12 委託料、支出済額 28 万 500 円、前年度比 1,690 万 2,600 円の減、要因は地方公営企業法適用関係支援業務委託の終了、終了に伴う減となっております。

次に、款 2、項 2、目 1、節 10 需用費です。支出済額 221 万 3,759 円、前年度比 225 万 7,177 円の減、要因は下水道修繕の減少に伴うものとなっております。

最後に、基金の状況としまして、令和 5 年度決算、令和 6 年 3 月 31 日でございますが、31 日現在では 1 億 8,711 万 3,000 円基金がございまして、これを、この基金を令和 6 年 4 月 1 日付けで下水道事業会計へ引継ぎを行っております。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 22 「議案第 36 号」 令和 5 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 22、議案第 36 号「令和 5 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 36 号、令和 5 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

主な内容でございますが、介護保険の状況としまして、令和 5 年度末現在の介護保険第 1 号被保険者数は 3,788 名、前年度比 53 名の減でございます。

年度末現在要介護等認定者数 718 名、内訳としまして、要支援 1、22 名、要支援 2、99 名、要介護 1、82 名、要介護 2、162 名、要介護 3、157 名、要介護 4、132 名、要介護 5、64 名でございます。

認定率としまして 19%となっております。

令和 5 年度の取り組みとしまして、令和 6 年度から令和 8 年度を事業計画期間とする第 9 期多良木町高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定し、介護保険料の月額保険料（基準額）を 6,900 円に改定を行っております。

収支の状況でございますが、収入済額 17 億 2,073 万 8,925 円、前年度比 4,458 万 402 円の増。支出済額 16 億 3,665 万 8,986 円、前年度比 1 億 2,135 万 992 円の増でございます。

歳出の主な要因でございますが、介護サービス給付費及び基金積立金の増でございます。介護サービス給付費、前年度比 5,682 万 6,826 円の増、基金積立金、前年度比 4,839 万 5,136 円の増となっております。

事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入です。

款の 1、項の 1、目の 1 第 1 号被保険者保険料、収入済額 2 億 7,285 万 3,490 円、前年度比 223 万 2,990 円の減でございます。収納率としまして、節 1 現年度分特別徴収保険料 100.3%、節 2 現年度分普通徴収保険料 93.92%、節 3 滞納繰越し分普通徴収保険料 9.77%。

不納欠損額としまして、124 万 4,440 円でございます。こちらは 10 名分で、内訳としまして、所在不明 2 名、生活困窮 2 名、財産なし 6 名でございます。

款の 3、項の 1 国庫負担金、収入済額 2 億 5,662 万 7,600 円、収入済額のうち次年度返還予定額としまして、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分、34 万 1,897 円。

項の 2 国庫補助金、収入済額 1 億 6,233 万 4,665 円、収入済額のうち次年度返還予定額は 148 万

7,195 円です。内訳としまして、目 2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）96 万 1,755 円、目 3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）52 万 5,440 円でございます。

款の 4、項の 1 支払基金交付金、収入済額 3 億 9,395 万 1,000 円、次年度追加交付予定額及び返還予定額につきましては、追加交付予定額が、目 1 介護給付費交付金、節 1 現年度分としまして 640 万 2,008 円、返還予定額は、目 2 地域支援事業支援交付金、節 1 現年分としまして 32 万 3,628 円でございます。

款の 5、項の 1 県負担金、収入済額 2 億 1,235 万 3,876 円、次年度追加交付予定額、目 1 介護給付費負担金、節 1 の現年分でございますが、132 万 2,466 円。項の 2 県補助金、収入済額 1,307 万 382 円、次年度追加交付予定額が 86 万 3,817 円でございます。内訳としまして、目 1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）60 万 1,097 円、目 2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）26 万 2,720 円でございます。

次に款の 7、項の 1 一般会計繰入金、収入済額 2 億 4,659 万 2,318 円、次年、次年度追加予定、追加繰入予定額及び返還予定額でございますが、追加繰入予定額、目 1 介護給付費繰入金 56 万 1,007 円、返還予定額、目 2 その他一般会計繰入金 188 万 2,260 円、目の 3 地域支援事業繰入金、（介護予防・日常生活支援総合事業）分 60 万 1,847 円、目 4 地域支援事業繰入（介護予防・日常生活支援総合事業以外）26 万 2,720 円でございます。

款の 8、項の 1 繰越金、収入済額 1 億 6,085 万 529 円、前年度比 2,666 万 9,452 円の増でございます。

款の 3、項の 2、雑入 1 第三者納付金、収入済額 184 万 6,992 円。

こちらは第三者の行為により被害を受けた者が利用した介護サービスに対して、町が支払った給付費分について、加害者から損害賠償金として納付されたものでございます。1 件分でございます。

続きまして歳出に移ります。

款の 1、総務費、支出済額 3,055 万 5,341 円、前年度比 1,281 万 3,191 円の増、増の主な要因でございますが、項の 3、目の 1 認定調査等費、節 18 負担金補助及び交付金のうちの負担金でございますが、球磨郡介護認定審査会負担金、前年度比 1,302 万 1,990 円の増でございます。こちらは介護、球磨郡介護認定審査会システム更新に伴う町村負担金の増となっております。

款の 2 保険給付費、支出済額 14 億 4,788 万 4,059 円、前年度比 6,112 万 8,069 円の増、増の主な要因としまして、項の 1、目の 1 介護サービス等諸費、節 18 負担金補助及び交付金、介護サービス給付費、前年度比 5,682 万 6,826 円の増でございます。こちらは施設サービスの利用の増となっております。

款の 3 地域支援事業費、支出済額 7,592 万 7,452 円、前年度比 532 万 9,307 万円の減でございます。減の、減の主な要因としまして、項 3、目の 1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、12 委託料、上球磨地域包括支援センター運営委託料、前年度比 338 万 9,628 円の減でございます。こちらは前年度運営委託料の精算に伴う減でございます。

款の 4、項の 1 基金積立金、支出済額 4,839 万 6,068 円、こちら第 9 期介護保険事業計画期間の財源として積立を行っております。基金積立額は 9,500 万円となっております。

款 5 諸支出金、支出済額 3,389 万 6,066 円、主な支出でございますが、項の 1、目の 2 償還金、節 22 償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金、支出済額 1,997 万 6,624 円でございます。こちら令和 4 年度事業費精算分でございます。内訳としまして、地域支援事業交付金分が 244 万 60 円、そのうち国費が 159 万 9,327 円、県費が 80 万 3,329 円、社会保険診療報酬支払基金に 3 万 7,404 円、介護給付、給付費分としまして 1,734 万 6,486 円、484 円、そのうち国費としまして 750 万 6,971 円、県費分としまして 741 万 6,298 円、社会保険診療報酬支払基金分としまして 242 万 3,215 円でございます。低所得者保険料軽減分としまして 19 万 80 円、内訳としまして、国費 12 万 6,720 円、県費分としまして 6 万 3,360 円となっております。

項の 2、目の 1 一般会計繰出金、支出済額 1,333 万 2,822 円、内訳としまして、令和 4 年度決算に伴う一般会計からの繰入金の精算分でございます。介護給付費負担分 836 万 7,502 円、地域支援事業分として 80 万 4,162 円、事務費分として 160 万、167 万 7,358 円、低所得者保険料軽減負担分としまして 6 万 3,800 円。一般会計介護給付適正化事業への繰出分としまして 242 万円となっております。

実質収支に関する調書としまして収入済み、歳入総額 17 億 2,073 万 9,000 円、歳出総額 16 億 3,665 万 9,000 円、歳入歳出差引額 8408 万円、実質収支額同額となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

ちょっと皆さんにお伺いしますが、一応1時間が経過いたしました。

あとですね、1議案残すのみとなっておりますが、このまま続行してよろしいですかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

はい。ありがとうございます。

一応そういうことで続行いたします。

**日程第23 「議案第37号」 令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第23、議案第37号「令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案は76ページになります。

議案第37号、令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

ここから先は議案説明資料のほうでご説明いたします。そちらをお開きください。

主な内容でございますが、令和5年度末の後期高齢者被保険者数は2,136人、前年度と比べまして38人増加しております。

歳入の総額は1億7,701万7,551円で、前年度より475万504円増加です。

歳出総額は1億7,511万8,180円で、前年度より430万3,104円増加しております。

歳入歳出差引額が189万9,371円で、この額が令和6年度の繰越額というふうになります。

ここからは事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入でございます。

款の1、項の1後期高齢者医療保険料、調定額1億1,233万9,720円、収入済額1億1,241万9,160円、前年度比521万7,180円の増となっております。

ここで収納率でございますけれども、現年度課税分で100.19%、前年度より0.15%増です。滞納繰越分51.22%、前年度比1.15%増加しております。

いずれも前年度より増加しております。

次に、款の3、項の1、目の1事務費繰入金、収入済額127万1,393円、前年度比55万、申し訳ございません。53万3,343円の減です。こちらは後期高齢者医療制度に係る事務費に対する繰入金となっております。

次に、款の3、項の1、目の2保険基盤安定繰入金、収入済額5,458万4,550円、前年度比43万5,150円の減となっております。これは保険料軽減分に対する繰入で県町それぞれ負担するものでございます。

次に、款の5、項の2、目の1保険料還付金、収入済額48万4,200円、前年度比39万4,200円の減です。これは保険料過誤納還付金、歳出還付分でございますが、それを広域連合から戻入れしております。

次に、款の5、項の4、目の1後期高齢者医療連合委託事業収入、収入済額678万8,877円、前年度比40万5,966円の増です。これは後期高齢者広域連合受託事業、特定健診などでございますが、そちらの収入となっております。

続きまして歳出になります。

款の1総務費です。支出済額112万6,292円、前年度比86万902円の減です。後期高齢者制度事務に関する支出で、超過勤務手当、通信運搬費等が減額となっております。

次に、款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額が1億6,659万9,510円、前年度比420万9,370円の増となっております。内訳としまして、被保険者保険料負担金が1億1,201

万 4,960 円、保険基盤安定負担金が 5,458 万 4,550 円です。

最後に款の 3、項の 1、目の 1 健康診査費、支出済額が 693 万 978 円でございます。
前年度比 63 万 1,436 円です、の増です。これは特定健診等に関する支出に伴うものでございまして、
特定健診の受診率は 34.31%、前年度比 2.12%高くなっております。歯科口腔健診受診率は 6.99%で
前年度より、こちらは 0.5%下がっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

以上で、日程第 6、「議案第 20 号」から日程第 23、「議案第 37 号」までの説明が終わりました。

以上の議案については、9 月 17 日に審議採決を行います。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

（午後 02 時 16 分散会）